

[4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf](#)

- ◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版の
「別添資料 11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」
<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>
- ◇ 評価結果の通知：2026 年 6 月 5 日(金)までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。
- ◇ 評価結果説明の取り止め：2023 年 6 月 30 日のお知らせに掲載
(<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>) のとおり、2023 年 7 月以降の単独型公示については評価結果の
説明を取り止めます。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ① 業務実施の基本方針 16 点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 4 点
 - (2) 業務従事者の経験能力等：
 - ① 類似業務の経験 40 点
 - ② 対象国・地域での業務経験 8 点
 - ③ 語学力 16 点
 - ④ その他学位、資格等 16 点
- (計 100 点)

類似業務経験の分野	大気環境管理に係る各種調査
対象国及び類似地域	タイ及び全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

近年、タイでは PM2.5 による大気汚染がますます深刻化しており、公衆衛生及び国民の生活の質に重大な脅威をもたらしている。タイ政府は、PM2.5 の主な発生源として、農業残渣の野焼き、森林火災、産業活動、都市化、越境大気汚染（ヘイズ）などを特定している。気象条件や地理的要因により、特定の季節に PM2.5 濃度が人体に危険な水準まで上昇する傾向があり、例えばバンコクでは毎年1月～2月、チェンマイ及び北部地域では3月～4月にかけて高濃度となる。

天然資源環境省（MONRE）公害管理局（PCD）が発行した「タイにおける大気汚染及び騒音問題の現状 2023 年（State of Air Pollution and Noise issues in Thailand 2023）」によれば、2023 年の全国平均 PM2.5 年平均濃度は $26 \mu\text{g}/\text{m}^3$ であり、2022 年から 30% 増加するとともに、タイの環境基準値（年平均 $15 \mu\text{g}/\text{m}^3$ ）を大きく上回っている。タイ国内の地域別に見ると、すべての地域で国の環境基準を達成できておらず、北部地域及びサラブリー県が最も高い $33\mu\text{g}/\text{m}^3$ を記録し、次いでバンコク首都圏（BMR）及び東北部地域がともに $26\mu\text{g}/\text{m}^3$ であった。

このようなタイにおける深刻な大気汚染の状況を受け、JICA は、MONRE/PCD を実施機関として、「持続的な PM2.5 予防・軽減のための大気管理プロジェクト」（協力期間 2022～2025 年の 3 年間）を実施し、BMR を対象として、効果的な大気質管理を支援するための科学的根拠に基づく政策及び対策の策定に取り組んだ。工業省工業局（DIW）は、同事業の合同調整委員会（JCC）の中核メンバーとして、PM2.5 発生源インベントリ作成のための産業データの提供や発電施設を含む産業部門からの PM2.5 排出削減に関する政策議論に重要な貢献を果たしてきた。同事業を通じ、産業、エネルギー、運輸、農業、林業、海運部門を横断する包括的な取組が、BMR にとどまらず、全国レベル、さらには越境レベルでも必要であることが明らかになった。2025 年 5 月には、JICA プロジェクトの支援を受けて PCD が策定した「第 2 次 PM2.5 国家行動計画（2025-2029）（Second National Action Plan on PM2.5 and Air Pollution）」が国家環境委員会（NEB）で承認され、2025 年 7 月内閣が承認し成立した。加えて、タイの大気質管理に関する法制度を強化するため、タイ初の包括的大気質管理法であるクリーンエア法（Clean Air Act）の策定も進められている。

これまでのプロジェクト成果を基盤として、PCD の大気質管理能力をさらに強化するだけでなく、新たな国家行動計画及び関連戦略に沿った具体的な対策を

実施するため、産業分野を所掌する DIW の実施能力を強化することが不可欠であることから、本事業が要請された。本事業では、PM2.5 濃度が比較的高く、多数の工場・事業所が立地し、固定発生源の寄与が大きいタイ東部地域へ対象地域を拡大し、タイの主要な温室効果ガス（GHG）排出源である産業分野を対象として PM2.5 大気汚染対策の実施能力の強化を目指す。加えて、GHG 排出削減といったコベネフィットも追及していく。

このような背景の下、本事業は、タイにおける PM2.5 対策の持続的な管理及び実施能力を強化することを目的として、PCD と DIW により共同で実施されるもので、大気質管理の強化にとどまらず、GHG 排出削減への貢献にも焦点をあて、メコン地域諸国との連携も強化し PM2.5 大気質管理促進のための域内協力を一層促進する。

本調査では、タイ国政府からの協力要請の背景・内容、同国の関係諸機関の能力・役割分担を確認のうえ、当該国における課題を特定し、プロジェクトの活動内容・実施体制を検討するための情報収集・整理・分析を行う。先方政府関係機関との協議を経て、協力計画を策定し、プロジェクトにかかわる合意文書締結を行う予定である。

7. 業務の内容

本業務の業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の業務従事者や調査団員として派遣される JICA 職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 準備業務（2026年6月中旬～下旬）

- ① 要請背景・内容を把握（要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析）の上、現地調査で収集すべき情報を検討し、必要に応じ、タイ側関係機関（C/P 機関等）に対する質問票（案）（英文）を作成する。作成した質問票（案）は、現地派遣前に JICA に提出する。
- ② プロジェクトの PDM(Project Design Matrix)案、PO(Plan of Operations)案の担当分野関連部分を検討する。
- ③ 対処方針会議等に参加する。

(2) 現地業務 (2026年6月下旬～2026年7月中旬)

- ① JICA タイ事務所等との打合せに参加する。
- ② タイ側関係機関との協議及び現地調査に参加する。
- ③ 下記事項の情報・資料を収集し、タイにおける大気環境管理分野の実施状況、政策・法令等の法体系、組織体制、予算、人員配置、関係機関・委員会等の役割分担・業務分掌の現状を把握・整理し、課題の分析と課題に対する対処法を検討する。
 - ア) タイ国における大気汚染物質及び GHG (短寿命気候汚染物質を含む) の発生源及び排出状況
 - イ) タイの国レベル、自治体レベルの大気汚染対策に係る政策・計画とその運用状況
 - ウ) 大気環境基準及び各産業分野における排出基準 (移動発生源・固定発生源) とその運用、監視、指導の状況
 - エ) 大気環境モニタリング機材の運転状況、データ入手・管理状況、機材の維持管理状況
 - オ) タイ国内に所在する企業における大気汚染対策及び GHG 削減に係る取り組みの状況
 - カ) これまでに実施してきた日本の協力の内容、その成果の活用状況と教訓
 - キ) JICA 及び他ドナー等が実施する関連プロジェクトの実施状況
- ④ 気候変動に関して以下のとおり検討する。

JICA Climate-FIT (緩和策版) を参考に本プロジェクトによる GHG 排出量削減等の緩和策としての貢献を検討し、先方政府・実施機関との認識共有 (PDM 案、R/D 案等への明記含む) に協力する。
- ⑤ 生物多様性主流化に関して以下のとおり検討する。

JICA Biodiversity-FIT を参考に、本プロジェクトの生態系インパクトの特定を行った上で対応策を検討し、実施及び先方政府・実施機関との認識共有 (PDM 案、R/D 案等への明記含む) に協力する。
- ⑥ プロジェクトの活動に係る協議に参加し、支援する。タイ側からの意見について、担当分野の観点からコメントし、論理的な結論が見出せるよう支援する。
- ⑦ 担当分野に係る PDM 案、PO 案、M/M 案の作成に協力する。
- ⑧ 担当分野に係る現地調査結果を JICA タイ事務所等に報告する。

(3) 整理業務（2026年7月中旬～下旬）

- ① 事業事前評価表（案）作成に協力する。
- ② PDM案、PO案、R/D（Record of Discussions）案の作成に協力する。
- ③ 報告会等に出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ④ 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）を作成する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

(1) 業務完了報告書

2026年7月31日（金）までに提出。

次の①～②、及び収集資料一式を添付し、電子データにて提出する。

- ① 事業事前評価表（案）（和文・英文）
- ② 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版（以下同じ）の「XI. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃を見積もってください。

航空経路は、日本⇒バンコク⇒日本を標準とします。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

- ① 現地業務日程

現地業務は 2026 年 6 月 28 日～7 月 11 日を予定しています。

本業務従事者は、JICA の調査団員に 1 週間先行して現地調査の開始を予定しています。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括 (JICA)
- イ) 協力企画 (JICA)
- ウ) 大気汚染対策 (本コンサルタント)
- エ) 評価分析 (JICA が別途契約するコンサルタント)

③ 便宜供与内容

JICA タイ事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎：あり
- イ) 宿舎手配：あり
- ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供 (JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)
- エ) 通訳備上：なし
- オ) 現地日程のアレンジ：JICA が必要に応じアレンジします。なお、JICA 団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。
- カ) 執務スペースの提供：なし

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料 (ア) を JICA 地球環境部環境管理・気候変動対策グループ環境管理・気候変動対策第一チーム担当から共有します。配布を希望される方は代表アドレス (gegem@jica.go.jp) 宛にメールをお送りください。また、以下の資料 (イ～エ) は JICA のウェブサイトで公開されています。

- ア) 要請書
- イ) Final Report, Research Project on “A Study in Urban Air Pollution Improvement in Asia”, Nguyen Thi Kim Oanh, Asian Institute of Technology, October 2017, https://www.jica.go.jp/jica-ri/ja/publication/booksandreports/20171031_01.html
- ウ) アジアにおける都市大気環境の改善に向けてーバンコク首都圏における微小粒子物質 (PM2.5) に関するケーススタディとその政策的含意ー、

JICA 研究所ポリシーノート No.6、2020 年 3 月、https://www.jica.go.jp/jica-ri/ja/publication/policynotes/policy_note_06.html

工)「タイ国持続的な PM2.5 予防・軽減のための大気管理プロジェクト」
業務完了報告書 2025 年 9 月、
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/1000055911.pdf>

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1 名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA タイ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。
<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 発注者、受注者との間で業務仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。
- ⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。

- ⑥ 公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

以上